

秋田県公報

目次

ページ

公安委員会規則
秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を改正する規則（三・警察廳）……………

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月23日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生活安全部の項中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同表刑事部の項中「捜査第二課」を「捜査第二課」に改め、「科学捜査研究所」を「科学捜査研究所」に改め、同条第2項の表警務課の項を次のように改める。

警 務 課	犯罪被害者対策室
	秋田県警察署設置準備室

第3条第2項生活保安課の項、捜査第一課の項及び捜査第二課の項を削る。

第4条の2生活安全企画課の項中第6号及び第7号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 古物営業及び質屋営業の許可に関すること。
- (5) 警備業の認定及び指導に関すること。
- 第4条の2生活安全企画課の項第8号を次のように改める。
- (8) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪の総合対策に関すること。

第4条の2生活安全企画課の項中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とする。

第4条の2少年課の項の次に次のように加える。

- 生活環境課
- (1) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 経済事犯の取締りに関すること。
- (4) 銃砲刀剣類の所持の許可及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 火薬類、高圧ガスその他の危険物の指導及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 風俗営業の許可及び取締りに関すること。
- (7) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (8) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (9) 保安関係の特別法違反（前各号に掲げるものを除く。）の取締りに関すること。

第4条の2生活保安課の項を削る。

第5条の見出し中「及び所」を「、所及び隊」に改め、同条中「及び所」を「、所及び隊」に改め、同条刑事企画課の項第10号中「課」の次に「、所及び隊」を加え、同条捜査第一課の項第6号及び第7号を削り、同条捜査第二課の項第5号から第10号までを削り、同項第14号中「第1号から第4号まで及び前号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項の次に次のように加える。

組織犯罪対策課

- (1) 暴力団に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。
- (3) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (4) 暴力団追放運動推進センターに関すること。

- (5) 麻薬、覚せい剤その他薬物事犯の取締りに関すること。
 - (6) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
 - (7) 部内の他の課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。
- 第5条科学捜査研究所の項の次に次のように加える。

機動捜査隊

- (1) 犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること。
- (2) 重要事件の初動捜査活動に関すること。
- (3) 広域機動捜査班の運営に関すること。
- (4) その他特に命じられたこと。

第6条の見出し中「各課」の次に「、センター」を加え、同条中「各課」の次に「、センター」を加え、同条交通企画課の項第8号中「課」の次に「、センター及び隊」を加える。

生活安全部	事件総括指導官	を
	銃器対策官	

生活安全部	事件総括指導官	に、
	銃器対策官	

警務課	犯罪被害者対策室長	命を受け、犯罪被害者の職員の職務を指
	企画官	

秋田東警察署設置準備室	命を受け、秋田東警察署設置準備室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------------	--------------------------------------

指揮監督す	を	警務課	犯罪被害者対策室長	命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	に、
警運営一及び調整を掌理す		企画官		命を受け、警察運営一般に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。	

生活安全企画課	ハイテク犯罪対策室長	命を受け、ハイテク犯罪対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。	を	生活安全企画課	ハイテク犯罪対策
生活保安課	環境犯罪対策室長	命を受け、環境犯罪対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。			
	銃器薬物対策室長	命を受け、銃器薬物対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。			

命を受け、ハイテク犯罪対策室の事務を掌理す	に、	捜査第一課	組織窃盗	命を受け
命を受け、ハイテク犯罪対策室の事務を掌理す			暴力団	命を受け
			対策室長	命を受け

策室長
し、室の職員を指揮監督する。

捜査第二課		意見聴取官	員に対する係る意見聴務を掌理す
		保護対策官	命を受け、組織窃盗捜査の被害を被る者の保護を掌理する。

、組織窃盗捜び指導に関する。理する。

、暴力団対策掌理し、室の監督する。

指定暴力団措置命令等に取に関する事務。

、暴力団によるおそれのあるおそれのある事務

捜査第一課	組織窃盗対策官	命を受け、組織窃盗捜査の指揮及び指導に関する事務を掌理する。
組織犯罪課	意見聴取官	命を受け、指定暴力団員に対する措置命令に係る意見聴取に関する事務を掌理する。
	保護対策官	命を受け、暴力団による危害を被るおそれのある者の保護に関する事務を掌理する。

少年事件捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する少年事件の捜査における指導並びに教養に当たる。
-----------	--

少年捜査	
------	--

少年課	被害少年対策	命を受け、被害少年の保護に関する事務を掌理する。
	少年サポーターセンター長	命を受け、少年サポーターセンターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
生活保安課	薬物捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する薬物事犯の捜査における指導並びに教養に当たる。

少年事件指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する少年事件の捜査における指導並びに教養に当たる。
少年官	命を受け、被害少年の保護に関する事務を掌理する。
少年トータル長	命を受け、少年サポーターセンターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。

捜査第一課	機動捜査隊長	命を受けの事務を掌理を指揮監督
	広域機動捜査班長	命を受けの捜査の事務
	性犯罪捜査指導官	命を受けの指揮及び事務を掌理
捜査第二課	特捜指導官	命を受け、及び技能を要する罪の捜査に及びに教養に
	暴力団特別	命を受けの犯罪の捜

捜査隊長 務を掌理す

捜査第一課	性犯罪捜査指導官	命を受け、性犯罪捜査の指揮及び指導に関する事務を掌理する。
捜査第二課	特捜指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する知能犯罪の捜査における指導並びに教養に当たる。
組織犯罪対策課	薬物捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する薬物事犯の捜査における指導並びに教養に当たる。
	組織犯罪特別捜査班	命を受け、組織犯罪の捜査に関する事務を掌理する。
機動捜査隊	広域機動捜査班 長	命を受け、広域機動捜査班の事務を処理する。

を

捜査第一課	強行特捜班	命を受け、強行特捜班の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。
機動捜査隊 副 長		命を受け、機動捜査隊の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。

を

捜査第一課	強行班
-------	-----

命を受け、強行特捜班の事務を処理し、捜査第一課長を補佐する。

に改める。

附 則

この規則は、平成16年3月24日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（「科学捜査研究所」を「機動捜査隊」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正規定（生活保安課の項及び捜査第二課の項を削る部分に限る。）、第5条の改正規定（科学捜査研究所の項の次に機動捜査隊の項を加える部分を除く。）及び第16条第1項の改正規定（警務課、捜査第一課及び機動捜査隊の項に係る部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。

秋 田 県 秋 田 市 山 田 一 丁 一 四 一 番 一 号
 秋 田 県 警 察 本 部
 一 四 三 三 三 五 五 五 五

所 刷 刷 刷

秋 田 市 山 田 一 丁 一 四 一 番 一 号
 株 式 会 社 松 原 印 刷 社
 電 話 〇 二 八 七 六 六 〇
 F A X 〇 二 八 七 六 六 〇
 E-mail: matsubarara@matsubararainstsu.co.jp
 秋 田 市 山 田 一 丁 一 四 一 番 一 号

